

公害等調整委員会の動き (令和元年 10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月15日	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京
10月29日	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	神戸
11月11日	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	京都
11月11日	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 第2回審問期日	京都
12月17日	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件
(令和元年(ゲ)第3号事件)

令和元年10月24日受付

本件は、申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症及び同過敏症に基づく中枢性眼球運動障害(滑動性眼球運動異常)、重心動揺異常(ロンベルグ陽性)は、被申請人が、申請人ら宅の改装工事の際に化学物質(キシレン)を発生、放散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件
(令和元年(ゲ)第4号事件)

令和元年11月18日受付

本件は、申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害は、被申請人

ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動によるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件
(令和元年(セ)第6号事件)

令和元年12月17日受付

本件は、申請人が居住しているマンションの隣人である被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等により、申請人の静穏な環境が害され、睡眠が妨げられているとして、被申請人に対し、損害賠償金336万1566円の支払を求めるものです。

- 筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件
(令和元年(セ)第7号事件)

令和元年12月20日受付

本件は、近接する運送会社が発生させている悪臭等が申請人宅に入り込むことにより、衣服に悪臭が付着したり、特に夜は防塵マスクをするなど生活するのが困難な状態が続いており、また、悪臭により十分な睡眠がとれないため、

頭痛や肩こりが生じているなどとして、被申請人に対し、損害賠償金 466 万 4000 円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 (平成 30 年 (ゲ) 第 6 号事件)

① 事件の概要

平成 30 年 6 月 13 日、大阪府大阪市の住民 3 人から、近隣で印刷工房を営んでいた個人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、被申請人の印刷工房から排出され残存する化学物質の程度、申請人らが主張する健康被害との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年 11 月 19 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 (平成 30 年 (ゲ) 第 1 号事件)

① 事件の概要

平成 30 年 2 月 22 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項の規定に基づき、福岡地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。鉄道会社(被告)が運営するマンションの西側に設置した空調室外機・自家発電機・受電設備等の全ての屋外機の稼働音と、福岡市の住民 1 人(原告)に生じた健康被害との因果関係の存否について、原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、被告が設置した屋外機から発生する

騒音と、原告に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年 12 月 17 日、原告に平成 26 年 10 月以降に生じた健康被害と被告が設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の屋外機の稼働音との間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

終結事件の概要

○ 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 (平成 31 年 (フ) 第 1 号事件)

① 事件の概要

公害等調整委員会は、岡山県岡山市の申請人から中国経済産業局長(以下「処分庁」という。)が行った岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分の取消しを求める裁定の申請(以下「本件裁定申請」という。)を平成 31 年 3 月 14 日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

申請人が処分庁に対し、平成 30 年 8 月 2 日に採石法第 28 条に基づき、岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定を求める申請をしたところ、処分庁は、岩石資源が不足する蓋然性は認められないこと等を理由として、同申請を棄却する処分をしました。

この処分に対して、申請人は、処分庁が過去の需給状況のみを前提に岩石資源が不足する蓋然性はないと判断しているが、岡山県における平成 30 年 7 月の豪雨災害に伴う復旧工事により岩石資源の需要増加が見込まれる等と主張して、公害等調整委員会に対して本件裁定申請をしました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審理期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年 10 月 23 日、本件裁定申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。